

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2026年5月29日
【計算期間】 第3期中（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）
【ファンド名】 日興ワールド・トラスト - ブルックフィールド不動産インカム・
トラスト・ファンド
(Nikko World Trust - Brookfield Real Estate Income Trust Fund)
【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】 取締役 濱 理 貴
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォ
ン・ビンゲン通り2番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注) この半期報告書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第7条第4項の規定により、2026年2月27日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされる。

1【ファンドの運用状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)が管理する日興ワールド・トラスト(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドであるブルックフィールド不動産インカム・トラスト・ファンド(以下「ファンド」という。)の運用状況は、以下のとおりである。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2026年3月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	米国	26,226,701.95	95.90
現金・その他の資産(負債控除後)		1,121,946.83	4.10
合計(純資産価額)		27,348,648.78 (約4,373百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=159.88円)による。以下、別段の記載がない限り同じ。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨または円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資有価証券の主要銘柄

（2026年3月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	口数	取得価格（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
BROOKFIELD REAL ESTATE INCOME TRUST INC. CLASS I	米国	投資信託	2,528,459.78	11.30	28,561,265.62	10.37	26,226,701.95	95.90

種類別投資比率

（2026年3月末日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託	95.90
合計	95.90

< 参考情報 >

投資先ファンドの取得金額上位10案件

（2026年3月末日現在）

順位	案件名	物件形態	投資金額比率(%)
1	DreamWorks Animation Studios	ネットリース	13.18
2	US Diversified Logistics Portfolio	物流施設	10.22
3	Principal Place	ネットリース	9.12
4	Single-Family Rental Portfolio	賃貸住宅	8.49
5	Briggs + Union	賃貸住宅	6.38
6	34 Market Street	物流施設	6.27
7	The Parker at Huntington Metro	賃貸住宅	5.49
8	The Burnham	賃貸住宅	5.21
9	Reflection	賃貸住宅	4.68
10	Flats on Front	賃貸住宅	3.93

(注)投資金額比率は、投資先ファンドが保有する不動産の取得総額を100%として算出しています。

投資不動産物件

該当事項なし（2026年3月末日現在）。

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（2026年3月末日現在）。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

2026年3月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

米ドル建クラス受益証券

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2025年4月末日	12,934,409.30	2,067,953,359	96.66	15,454
5月末日	12,958,606.92	2,071,822,074	96.84	15,483
6月末日	13,008,908.47	2,079,864,286	97.22	15,544
7月末日	13,041,109.57	2,085,012,598	97.46	15,582
8月末日	12,460,054.58	1,992,113,526	95.14	15,211
9月末日	11,859,578.27	1,896,109,374	95.36	15,246
10月末日	11,917,241.81	1,905,328,621	95.83	15,321
11月末日	11,879,043.98	1,899,221,552	96.02	15,352
12月末日	11,762,024.08	1,880,512,410	96.23	15,385
2026年1月末日	11,756,692.53	1,879,660,002	96.18	15,377
2月末日	11,246,055.30	1,798,019,321	93.38	14,930
3月末日	11,214,784.08	1,793,019,679	93.90	15,013

円建(ヘッジなし)クラス受益証券

	純資産価額	1口当たり純資産価格
	円	円
2025年4月末日	2,868,343,925	9,319
5月末日	2,879,503,819	9,416
6月末日	2,852,344,455	9,459
7月末日	2,857,607,880	9,828
8月末日	2,727,280,123	9,440
9月末日	2,723,545,524	9,529
10月末日	2,822,376,113	9,976
11月末日	2,800,062,817	10,133
12月末日	2,662,170,978	10,129
2026年1月末日	2,626,069,966	9,991
2月末日	2,529,302,695	9,844
3月末日	2,575,690,830	10,121

< 参考情報 >

■純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

(2024年3月13日(設定日)～2026年3月末日)

米ドル建クラス



円建(ヘッジなし)クラス



(注)分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各受益証券へ再投資したとみなして算出したものです。

上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。以下同じ。

【分配の推移】

2026年3月末日前1年間における分配の推移は、以下のとおりである。

米ドル建クラス受益証券

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
2025年8月	2.70	432
2026年2月	3.10	496

設定来累計（2026年3月末日現在）：5.80米ドル

円建（ヘッジなし）クラス受益証券

	1口当たり分配金	
	円	
2025年8月	270	
2026年2月	320	

設定来累計（2026年3月末日現在）：590円

<参考情報>

■分配の推移

米ドル建クラス

（単位：米ドル、1口当たり、税引前）

第1会計年度	0.00			
第2会計年度	2.70			
	(内訳)	2025年2月	0.00	2025年8月
2026年2月	3.10			
設定来累計 (2026年3月末日現在)	5.80			

円建（ヘッジなし）クラス

（単位：円、1口当たり、税引前）

第1会計年度	0			
第2会計年度	270			
	(内訳)	2025年2月	0	2025年8月
2026年2月	320			
設定来累計 (2026年3月末日現在)	590			

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）（注）	
2025年4月1日～ 2026年3月末日	米ドル建クラス受益証券	2.57
	円建（ヘッジなし）クラス受益証券	9.45

（注）収益率（％）＝100×(a-b) / b

a = 2026年3月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b = 2025年3月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

< 参考情報 >

■収益率の推移

米ドル建クラス



円建(ヘッジなし)クラス



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)／b

a= 各暦年末現在の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b= 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格(分配前の額)(ただし2024年については当初発行価格(米ドル建クラス:100米ドル、円建(ヘッジなし)クラス:10,000円))

(注2) 2024年は3月13日(設定日)から12月末日まで、2026年は1月1日から3月末日までの収益率です。

（３）【投資リスク】

< 参考情報 >

ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2021年4月から2026年3月の5年間に於けるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです(ただし、ファンドは2024年3月13日に運用を開始したため、2025年2月以前の年間騰落率および2024年3月12日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されません。)

米ドル建クラス

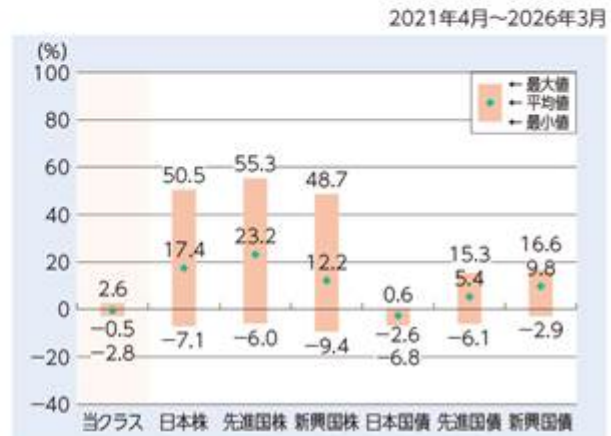


円建(ヘッジなし)クラス

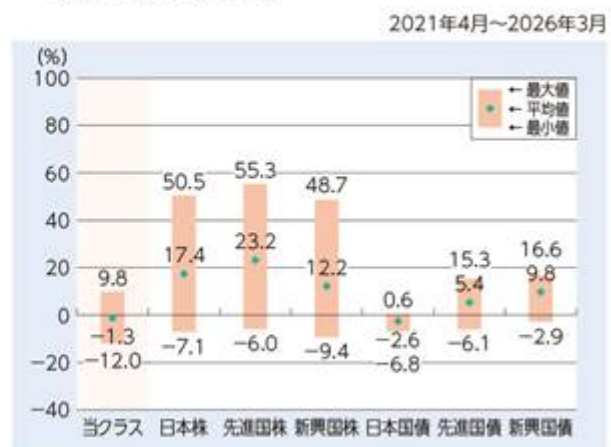


ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

（ご注意）

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各受益証券へ再投資したとみなして算出したものです。
- 各受益証券の年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)設定から1年未満の時点では算出されません。
- 各受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 各受益証券の年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、米ドル建クラス受益証券については、円貨に為替換算されておりませんが、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 各受益証券と他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。ただし、設定から6年未満の場合は、設定後1年以降の年間騰落率を用いるため、各受益証券と代表的な資産クラスとで比較対象期間が異なります。
- ファンドは、代表的な資産クラスのすべてに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
 日 本 株……………TOPIX(配当込み)
 先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
 新興国株……………S&P新興国総合指数
 日本国債……………ブルームバーグE1年超日本国債指数
 先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
 新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
 (注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

2【販売及び買戻しの実績】

2026年3月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2026年3月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

米ドル建クラス受益証券

販売口数	買戻口数	発行済口数
0.000 (0.000)	14,380.000 (14,380.000)	119,430.000 (119,430.000)

円建（ヘッジなし）クラス受益証券

販売口数	買戻口数	発行済口数
0.000 (0.000)	53,320.000 (53,320.000)	254,487.000 (254,487.000)

（注）（ ）の内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの中間財務書類は、日本円および米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱UFJ銀行の2026年3月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=159.88円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【資産及び負債の状況】

日興ワールド・トラスト - ブルックフィールド不動産インカム・トラスト・ファンド

純資産計算書

2026年2月28日現在

（米ドルで表示）

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産価額 （取得原価：28,834,935.49米ドル）	1.2	26,446,349.05	4,228,242
銀行預金		1,036,174.20	165,664
設立費（純額）	1.3	81,238.68	12,988
資産合計		27,563,761.93	4,406,894
負債			
未払印刷および公告費		37,033.54	5,921
未払弁護士報酬		26,557.11	4,246
未払投資運用報酬	5	21,983.81	3,515
未払専門家費用		19,402.63	3,102
未払販売報酬	7	4,625.24	739
未払受託報酬	2	2,431.30	389
未払代行協会員報酬	8	2,312.77	370
未払管理事務代行報酬	4	1,387.93	222
未払保管報酬	6	1,155.90	185
未払管理報酬	3	694.11	111
その他の未払費用		1,170.61	187
負債合計		118,754.95	18,987
純資産		27,445,006.98	4,387,908

純資産			
円建(ヘッジなし)クラス受益証券	日本円		2,529,302,695円
米ドル建クラス受益証券	米ドル	11,246,055.30	1,798,019,321円

発行済受益証券口数			
円建(ヘッジなし)クラス受益証券			256,937.000口
米ドル建クラス受益証券			120,430.000口

1口当たり純資産価格			
円建(ヘッジなし)クラス受益証券	日本円		9,844円
米ドル建クラス受益証券	米ドル	93.38	14,930円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト - ブルックフィールド不動産インカム・トラスト・ファンド

統計情報

期末現在発行済受益証券口数	円建（ヘッジなし） クラス受益証券	米ドル建 クラス受益証券
2024年8月31日	281,907.000	133,460.000
2025年8月31日	288,917.000	130,960.000
受益証券発行	-	-
受益証券買戻し	(31,980.000)	(10,530.000)
2026年2月28日	256,937.000	120,430.000
期末現在純資産	円建（ヘッジなし） クラス受益証券	米ドル建 クラス受益証券
2024年8月31日	2,680,901,616円	12,971,940.45米ドル (2,073,953,839円)
2025年8月31日	2,727,280,123円	12,460,054.58米ドル (1,992,113,526円)
2026年2月28日	2,529,302,695円	11,246,055.30米ドル (1,798,019,321円)
期末現在受益証券1口当たり純資産価格	円建（ヘッジなし） クラス受益証券	米ドル建 クラス受益証券
2024年8月31日	9,510円	97.20米ドル (15,540円)
2025年8月31日	9,440円	95.14米ドル (15,211円)
2026年2月28日	9,844円	93.38米ドル (14,930円)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト - ブルックフィールド不動産インカム・トラスト・ファンド

財務書類に対する注記

(2026年2月28日現在)

注1．重要な会計方針

1.1 - 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い、継続企業の前提で作成されている。

1.2 - 投資有価証券およびその他の資産の評価

ファンドの純資産価格は、各評価日付で、基本信託証書、信託証書補遺および英文目論見書に規定される原則に基づき、各計算日において計算される。ファンドは、各評価日現在の入手可能な投資先ファンドの直近基準価額で評価される。（またはかかる評価日現在の基準価額が入手できない場合は、その直前の日の基準価額が使用される。）

1.3 - 設立費

設立費は、受託会社が他の方法が適用されるものと決定しない限り、ファンドの当初5会計年度以内に償却される。

1.4 - 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

1.5 - 受取分配金

分配金は、分配宣言された時点で収益として計上される。

1.6 - 外貨換算

米ドル以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨に係る取引は、取引日の実勢為替レートにより米ドルに換算されている。

注2．受託報酬

受託会社は、最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドルの、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期ごとに後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.01%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟またはその他の例外的な事項を検討し、またはそれらに携わることが求められる場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時点における追加的な交渉の対象とし、反対の合意がない限り、追加の報酬は、その時々において有効な時間単価で受託会社により請求される。

受託会社は、ファンドの資産から、ファンドに関連して受託会社が負担したすべての合理的な立替費用の払戻しを受けるものとする。

注3．管理報酬

管理会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.03%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドの資産から、ファンドに関連して管理会社が負担したすべての合理的な立替費用の払戻しを受けるものとする。

注4．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.06%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注5．投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期ごとに後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.48%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注6．保管報酬

保管会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.05%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注7．販売報酬

販売会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.20%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、販売会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.10%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

注9．税金

9.1 - ケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることはなく、トラストは、ケイマン諸島総督から、トラストの設定日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

9.2 - その他の国々

ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券に投資しようとする者は、各々の法域の法律における受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性がある税金またはその他の結果を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注10．為替レート

2026年2月28日現在使用されている米ドルに対する為替レートは以下のとおりである。

通貨	為替レート
日本円	156.1399

注11．受益証券の購入および買戻しに関する条項

受益証券は、英文目論見書およびその付属書に記載される買付申込通知の手続に従って、各買付日に、関連する受益証券の関連する買付日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買付価格」という。）で発行し、買付することができる。買付価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書およびその付属書に記載される買戻請求の通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、関連する受益証券の関連する買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買戻ることができる。買戻価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注12．関係会社取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、代行協会員および販売会社は、ファンドの関係法人とみなされる。

注13．分配

2026年2月28日に終了する期間におけるファンドによる分配金は以下のとおりである。

1口当たり分配金額	分配基準日	分配落ち日	分配支払日	金額(米ドル)
米ドル建クラス受益証券				
3.10米ドル	2026年2月20日	2026年2月24日	2026年3月2日	373,333
1口当たり分配金額	分配基準日	分配落ち日	分配支払日	金額(日本円)
円建(ヘッジなし)クラス受益証券				
320円	2026年2月20日	2026年2月24日	2026年3月2日	82,219,840

注14．後発事象

現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する、期末後の重要な事象はなかった。

（２）【投資有価証券明細表等】

日興ワールド・トラスト - ブルックフィールド不動産インカム・トラスト・ファンド

投資有価証券明細表

2026年2月28日現在

（米ドルで表示）

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産価額	比率*
			米ドル	米ドル	%
2,552,687.12	BROOKFIELD REAL ESTATE INC T CL I	米ドル	28,834,935.49	26,446,349.05	96.36
投資信託合計			28,834,935.49	26,446,349.05	96.36
投資有価証券合計			28,834,935.49	26,446,349.05	96.36

投資有価証券の分類

2026年2月28日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
米国		
	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	96.36
		96.36
投資有価証券合計		96.36

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

管理会社の資本金は、2026年3月末日現在、5,446,220ユーロ（約9億9,889万円）で、全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約3,668円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2026年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝183.41円）による。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づきルクセンブルグにおいて適式に設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、ポートフォリオの運用を委任している。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日の商事会社法（随時改正される。）に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）に基づき、トラストに関し、オルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）として業務を提供する。管理会社は、トラストの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、トラストのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社はS M B C日興証券株式会社の完全所有子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず（随時改正される投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（以下「2010年法」という。）第125 - 2条に規定された）投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。管理会社は、UCIの運営、管理および販売に関連するあらゆる業務を行うことができる。

管理会社は、トラストおよび受益者のために、有価証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにトラスト資産に直接または間接に関連するすべての権利の行使を含む管理および運用に関する業務を行うことができる。

管理会社は、ファンドの費用で、関連する信託証書補遺に基づく一部または全部の職務を、一または複数の個人または企業（投資運用会社またはその他の業務提供会社を含む。）に委任する権限を有する。ただし、管理会社は上記の受任者が基本信託証書に定める規定を遵守することを保証すること、管理会社は受任者が犯した作為または不作為に関して、あたかも管理会社自身の作為または不作為であるかのようにして、引き続き責任を負うことを条件とする。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関連する信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また、管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社、その関係会社およびこれらの取締役、役員、従業員または代理人は、管理会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人として強いられまたは被ることがある、基本信託証書に基づきまたはファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、ファンドの信託財産から補償され、かつ信託財産に対する求償権を有する。ただし、かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびその取締役、役員または従業員の実際の詐欺行為または故意の不

履行により発生した作為または不作為から生じ管理会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

トラストに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、トラストの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務についてはミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

管理会社は、2026年3月末日現在、6本の投資信託を管理および運営しており、その純資産額の合計は、以下に記載された通貨別運用金額の合計額である。

分類		内訳
A分類	通貨別運用金額	米ドル建て： 4,680,697,180米ドル
		ユーロ建て： 1,971,976ユーロ
		日本円建て： 3,068,615,315,310円
		豪ドル建て： 11,211,518豪ドル
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	1本がルクセンブルグ籍・契約型・オープンエンド型であり、5本がケイマン籍・契約型・オープンエンド型である。

(3) 【その他】

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実は生じていない。

5【管理会社の経理の概況】

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2026年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 183.41円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【資産及び負債の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2025年9月30日現在

(単位：ユーロ)

	2025年9月30日		2025年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の備品および付属品、工具および設備	9,302	1,706	10,888	1,997
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	1,373,908	251,988	1,349,190	247,455
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
預金	15,623,293	2,865,468	14,661,176	2,689,006
手許現金	0	0	0	0
前払金	70,147	12,866	88,080	16,155
	<u>17,067,349</u>	<u>3,130,322</u>	<u>16,098,446</u>	<u>2,952,616</u>
資産合計	<u>17,076,651</u>	<u>3,132,029</u>	<u>16,109,335</u>	<u>2,954,613</u>
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	998,891	5,446,220	998,891
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	544,622	99,889	544,622	99,889
その他の積立金	8,899,785	1,632,310	6,611,561	1,212,626
	<u>9,444,407</u>	<u>1,732,199</u>	<u>7,156,183</u>	<u>1,312,516</u>
- 当期損益	991,112	181,780	2,288,224	419,683
	<u>15,881,739</u>	<u>2,912,870</u>	<u>14,890,627</u>	<u>2,731,090</u>
引当金				
- 納税引当金	682,988	125,267	843,318	154,673
- その他の引当金	322,325	59,118	326,477	59,879
	<u>1,005,314</u>	<u>184,385</u>	<u>1,169,795</u>	<u>214,552</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	189,599	34,774	0	0
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	48,912	8,971
	<u>189,599</u>	<u>34,774</u>	<u>48,912</u>	<u>8,971</u>
負債合計	<u>17,076,651</u>	<u>3,132,029</u>	<u>16,109,335</u>	<u>2,954,613</u>

（２）【損益の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2025年4月1日から2025年9月30日までの期間

（単位：ユーロ）

	2025年9月30日		2025年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	250,007	45,854	462,858	84,893
人件費	1,113,398	204,208	1,833,204	336,228
流動資産要素に係る評価調整	0	0	0	0
その他の営業費用	236,421	43,362	445,693	81,745
その他の利息および類似財務費用	7,359	1,350	0	0
	<u>1,607,185</u>	<u>294,774</u>	<u>2,741,755</u>	<u>502,865</u>
法人所得税	314,683	57,716	742,138	136,116
	<u>1,921,868</u>	<u>352,490</u>	<u>3,483,893</u>	<u>638,981</u>
当期利益	991,112	181,780	2,288,224	419,683
費用合計	<u>2,912,980</u>	<u>534,270</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,058,664</u>
収益				
純売上高	2,746,511	503,738	5,285,886	969,484
その他の営業収益	11,466	2,103	16,812	3,083
その他の利息および類似財務収益	155,003	28,429	469,419	86,096
	<u>2,912,980</u>	<u>534,270</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,058,664</u>
当期損失	0	0	0	0
収益合計	<u>2,912,980</u>	<u>534,270</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,058,664</u>

6【その他】

2026年2月27日提出済みの有価証券報告書（みなし有価証券届出書）の記載事項の一部について、内容の更新等を行う。

（注）下線の部分は訂正部分を示す。

有価証券報告書

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（3）ファンドの仕組み

管理会社の概要

（ ）資本金の額

<訂正前>

管理会社の資本金は、2025年12月末日現在、5,446,220ユーロ（約10億390万円）で、全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約3,687円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2025年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝184.33円）による。

<訂正後>

管理会社の資本金は、2026年3月末日現在、5,446,220ユーロ（約9億9,889万円）で、全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約3,668円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2026年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝183.41円）による。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

(前略)

2026年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

(3) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

(中略)

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

(3) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

(中略)

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

2026年4月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

- (3) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

(中略)

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。))または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。))。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額))をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

- (3) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われる。

(中略)

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。))。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(後略)

第2 管理及び運営

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し

<訂正前>

買戻しの手続

(中略)

ファンドには、買戻手数料は課されない。

買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるファンドに関する買戻請求通知の合計が、管理会社が(投資先ファンドにおいて課される換金の制限を考慮して)その絶対的な裁量により決定したファンドの純資産に対する割合または金額を超える場合、管理会社は、投資運用会社と協議の上、()管理会社が当該買戻請求通知に関する買

戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、当該買戻日および/または計算日を延期すること、（ ）買い戻される受益証券の総口数を、管理会社により決定されるファンドの発行済受益証券の割合または金額に制限することを選択し、受益者の買戻請求を比例按分で縮減し、残りはその後の買戻日において、当該買戻日に関して受領される買戻請求通知に優先して買い戻すこと、（ ）買い戻される受益証券の総口数を、管理会社により決定されるファンドの発行済受益証券の割合または金額に制限することを選択し、受益者の買戻請求を比例按分で縮減し、残りは無効とみなすことのうち、いずれかを行うことができる。疑義を避けるために付言すると、買戻日が延期された場合には、管理会社は買戻代金の支払要件を満たすに十分な資産を換金し、できる限り速やかに買戻代金を支払うよう努力する。

（後略）

<訂正後>

買戻しの手続

（中略）

ファンドには、買戻手数料は課されない。

管理会社は、A I F M Dに基づき、投資者の最善の利益のために、特に厳しい市況または大量の買戻請求がなされる状況においてファンドの流動性を管理するために、流動性管理ツールを用いることができる。

買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるファンドに関する買戻請求通知の合計が、管理会社が（投資先ファンドにおいて課される換金の制限を考慮して）その絶対的な裁量により決定したファンドの純資産に対する一定の割合または金額を超える場合、管理会社は、投資運用会社と協議の上、（ ）管理会社が当該買戻請求通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、当該買戻日および/または計算日を延期（受益証券の買戻しに際し、受益者が管理会社に対して行うべき買戻通知期間を延長）すること、（ ）買い戻される受益証券の総口数をファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社により決定されるその他の割合もしくは金額）に制限することを選択することにより、買戻しゲート（すなわち、受益者による受益証券の買戻請求権の一時的かつ部分的な制限）を適用し、受益者の買戻請求を比例按分で縮減し、残りは a) その後の買戻日において当該買戻日に関して受領される買戻請求通知に優先して買い戻すこと、または、 b) 無効とみなすことのうち、いずれかを行うことができる。疑義を避けるために付言すると、買戻日が延期された場合には、管理会社は買戻代金の支払要件を満たすに十分な資産を換金し、できる限り速やかに買戻代金を支払うよう努力する。

（後略）

3 資産管理等の概要

（1）資産の評価

<訂正前>

（前略）

純資産価額の計算の一時停止

受託会社または管理会社は、ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の計算（および評価日の決定）、受益証券の発行、買戻し（または買戻日の決定）および買戻代金の支払い（仮に評価日または買戻日が延期または一時停止されない場合であっても）の全部または一部を、下記状況を含むあらゆる理由においてその単独の裁量により、延期または一時停止することができる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

純資産価額の計算の一時停止

受託会社または管理会社は、ファンドに関して流動性管理ツールを用いて、受益証券1口当たり純資産価格の計算(および評価日の決定)、受益証券の発行、買戻し(または買戻日の決定)および買戻代金の支払い(仮に評価日または買戻日が延期または一時停止されない場合であっても)の全部または一部を、下記状況を含むがこれに限定されないあらゆる理由においてその単独の裁量により、延期または一時停止する(受益者によるファンドの受益証券の換金または購入を一時的に認めない)ことができる。

(後略)